

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度に基づく標記については、
下記のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 27 日

近 畿 運 輸 局 長 長 崎 敏 志

記

運賃適用地域	初乗距離
大阪地区	1. 2 km
京都市域地区	0. 9 km
京都北部地区	1. 2 km
神戸市域地区	1. 3 km
兵庫地区	1. 2 km
奈良地区	1. 3 km
滋賀地区	0. 9 km
和歌山地区	1. 2 km

附 則

1. 本公示は、平成 26 年 2 月 28 日から施行する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成 14 年 4 月 15 日付け近運旅二公示第 38 号）は廃止する。

附 則 （平成 30 年 3 月 1 日付け近運自二公示第 36 号改正）
改正後の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 元年 12 月 13 日付け近運自二公示第 31 号改正）
改正後の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 4 年 3 月 1 日付け近運自二公示第 3 2 号改正）
改正後の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 5 年 3 月 3 1 日付け近運自二公示第 3 6 号改正）
改正後の規定は、令和 5 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 5 年 5 月 1 日付け近運自二公示第 5 号改正）
改正後の規定は、令和 5 年 5 月 3 1 日から適用する。

附 則 （令和 5 年 6 月 1 日付け近運自二公示第 1 2 号改正）
改正後の規定は、令和 5 年 7 月 3 日から適用する。

附 則 （令和 7 年 7 月 7 日付け近運自二公示第 1 6 号改正）
改正後の規定は、令和 7 年 8 月 6 日から適用する。

附 則 （令和 7 年 8 月 1 3 日付け近運自二公示第 2 0 号改正）
改正後の規定は、令和 7 年 9 月 1 2 日から適用する。

附 則 （令和 7 年 1 0 月 6 日付け近運自二公示第 2 7 号改正）
改正後の規定は、令和 7 年 1 1 月 5 日から適用する。

附 則 （令和 7 年 1 0 月 2 8 日付け近運自二公示第 3 4 号改正）
改正後の規定は、令和 7 年 1 1 月 2 7 日から適用する。

附 則 （令和 8 年 2 月 1 3 日付け近運自二公示第 4 5 号改正）
改正後の規定は、令和 8 年 3 月 1 6 日から適用する。

附 則 （令和 8 年 8 月 2 7 日付け近運自二公示第 1 1 号改正）
改正後の規定は、令和 8 年 9 月 3 0 日から適用する。